

特定非営利活動法人日本乳癌検診学会 定款施行細則

第1章 総則

第1条 (適用)

本会の定款に定められたことのほかは、この細則によっておこなう。

第2章 役員の選出

第2条 (選出方法及び選挙権、被選挙権)

本会は定款第3条の目的を達成するため、定款第12条に定める役員を総会における選挙及び総会における指名によって選出する。

2. 選挙における選挙権は、選出の行われる年の8月31日現在の正会員がこれを有する。
3. 選挙における被選挙権は、選出の行われる年の8月31日現在の正会員の立候補者がこれを有する。
4. 指名による選出は、理事会の推薦者より総会において選出する。
5. 前2項の被選挙権者および被推薦者は選出の行われる年の8月31日時点で満70歳に達してはならない。
6. 選出にあたっては、定款第15条に定める任期を2期連続選任される運用を行うものとする。ただし1期満了時に前項に抵触する場合は、後任者を指名により選出するものとする。

第3条 (地域および専門分野)

定款第12条に定める役員のうち理事の選出に際しては、次の各号に定める地域及び専門分野に配慮するものとし、選挙権者、被選挙権者及び被推薦者の地域及び専門分野は、選挙の行われる年の8月31日現在の会員原簿に登録されている情報によって定める。

(1) 地域

北海道 (北海道)

東北 (青森・岩手・秋田・宮城・山形・福島の各県)

関東 (茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟の各都県)

中部 (山梨・長野・富山・石川・福井・静岡・愛知・岐阜・三重の各県)

近畿 (滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山の各府県)

中国・四国 (鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知の各県)

九州 (福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県)。

(2) 専門分野

医師 (外科・内科・婦人科・公衆衛生・放射線・その他)

技師 (臨床検査・放射線)

その他（研究者・看護師・保健師・行政・その他）

2. 定款第 12 条に定める理事の定数のうち地域及び専門分野の割当は、理事会において算定する。ただし、専門分野における割当が理事定数の過半数を超えてはならない。
3. 地域における理事の選出は、当該地域の選挙権者による選挙によりこれを行う。
4. 専門分野における理事の選出は、総会における指名によりこれを行う。

第 4 条（選挙管理委員会）

選挙の管理執行に関する事務は、選挙管理委員会が行う。

2. 委員長は理事の内より選任し、委員は、理事長が理事会の議を経て、正会員中から前条に定める地域毎に 1 名ずつ委嘱する。
3. 委員の任期は、前項の委嘱を行った時点から定款第 13 条に定める役員の選任が確定する日までとする。ただし、再任を妨げない。

第 5 条（選挙日程）

選挙に関する日程は、選挙管理委員会において定めるものとする。ただし、選挙期日は定款第 13 条に定める社員総会の開催日とし、投票は社員総会において行うものとする。

第 6 条（被選挙人の決定）

選挙に立候補しようとする者は、第 5 条に定める日程に従い立候補届を選挙管理委員会委員長に提出しなければならない。

第 7 条（投票）

投票は出席した選挙権者により行う。ただし、定款第 27 条の規定にかかわらず書面若しくは電磁的方法による投票及び投票権の委任はこれを認めない。

2. 投票の方法は選挙管理委員会において定めるものとし、これ以外の方法による投票はこれを無効とする。

第 8 条（開票）

社員総会の議長は、開票に先立ち社員の中から 2 名以上の開票立会人を指名する。

2. 選挙管理委員会は、開票立会人の立会いのもと開票を行う。

第 9 条（当選人の決定）

当選人の決定は、被選挙権者の中から得票数の多い順に、第 3 条第 2 項に定める定数に至るまでの者を当選人とする。ただし、立候補者数が同項の定める定数を超えない場合は立候補者を当選人とする。

2. 同じ得票数により定数を超える場合は、選挙管理委員長がくじで当選人を決定する。

3. やむを得ない理由のため当選人の辞退がある場合は、得票数の次点者をもって当選人とする。ただし、次点者がいない場合は第 3 条第 3 項の規定にかかわらず指名により当選人を決定する。

第 3 章 評議員等の選出

第 10 条（評議員）

本会に、評議員をおき、定款第 6 条に定める正会員をもって評議員とする。

2. 評議員は、2 年以上の会員歴を有する一般会員のうちより、理事 1 名または 2 名以上の正会員の推薦により、理事会において選出する。
3. 評議員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

第 11 条（顧問）

本会に、若干名の顧問を置く。

2. 顧問は、会費を納入することを要しない。
3. 顧問は、総会において本会の運営に関し意見を述べることができる。但し、表決権を有しない。

第 4 章 会員種別

第 12 条（名誉会員及び特別会員）

本会に、定款第 6 条に定める会員の種別のほか、以下の 2 種を置く。

- (1) 名誉会員 以下の全てに該当する者より、理事会において推薦し、総会において選出する。
 - 1) 選出される年の 8 月 31 日時点で満 70 歳以上の者
 - 2) 役員任期を満了する者、または評議員任期を満了する役員経験を有する者
 - 3) 本会の役員を 2 期以上務めた者、または会長を務めた者
- (2) 特別会員 以下の全てに該当する者より、理事会において推薦し、総会において選出する。
 - 1) 選出される年の 8 月 31 日時点で満 70 歳以上の者
 - 2) 評議員任期を満了する委員会の委員を 2 期以上務めた者、ただし委員会に選挙管理委員会は含まないものとする
 - 3) 本会の評議員を 5 期以上務めた者、または本会への貢献が著しい者
2. 特別会員及び名誉会員は、会費を納入することを要しない。
3. 特別会員及び名誉会員は、総会において本会の運営に関し意見を述べることができる。但し、表決権を有しない。

第5章 委員会

第13条（委員会の設置）

本会の委員会の委員長は、理事の内から選任し、任期は定款第15条の役員任期に関する規定を援用する。

2. 委員は、委員長の推薦により、理事会において選出する。
3. 委員の任期は委員長の任期に準ずるものとし、再任を妨げない。
4. 各種委員会の内規は別に定める。

第6章 学術集会

第14条（学術集会）

本会は、その目的を達成するため学術集会会長（以下「会長」という。）及び幹事を置き、毎年1回以上の学術集会を開催する。但し、学術集会は、通常総会の開催時期にあわせて開催するものとし、その運営を会長に一任する。

2. 会長は、理事会において正会員のうちより推薦し、総会において選出する。
3. 会長の任期は、前回学術集会終了の翌日より、学術集会終了の日までとする。
4. 次期会長は会長を補佐し、かつ会長に事故があるときはその職務を代行する。
5. 幹事は、会長が会員のうちより2名選出し、学術集会の開催及び運営において会長を補佐する。
6. 学術集会における発表は、定款第6条に定める正会員及び一般会員に限るものとする。

第15条（学術集会の記録）

学術集会の記録は学会誌にて刊行する。

2. 学会誌に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第7章 雑則

第16条（細則の改廃）

この細則の改廃は理事会の議により行う。

[付則]

1. 本施行細則はこの法人の成立の日から施行する。
2. 平成25年11月8日一部改定
3. 令和3年11月27日一部改定
4. 令和6年11月30日一部改定